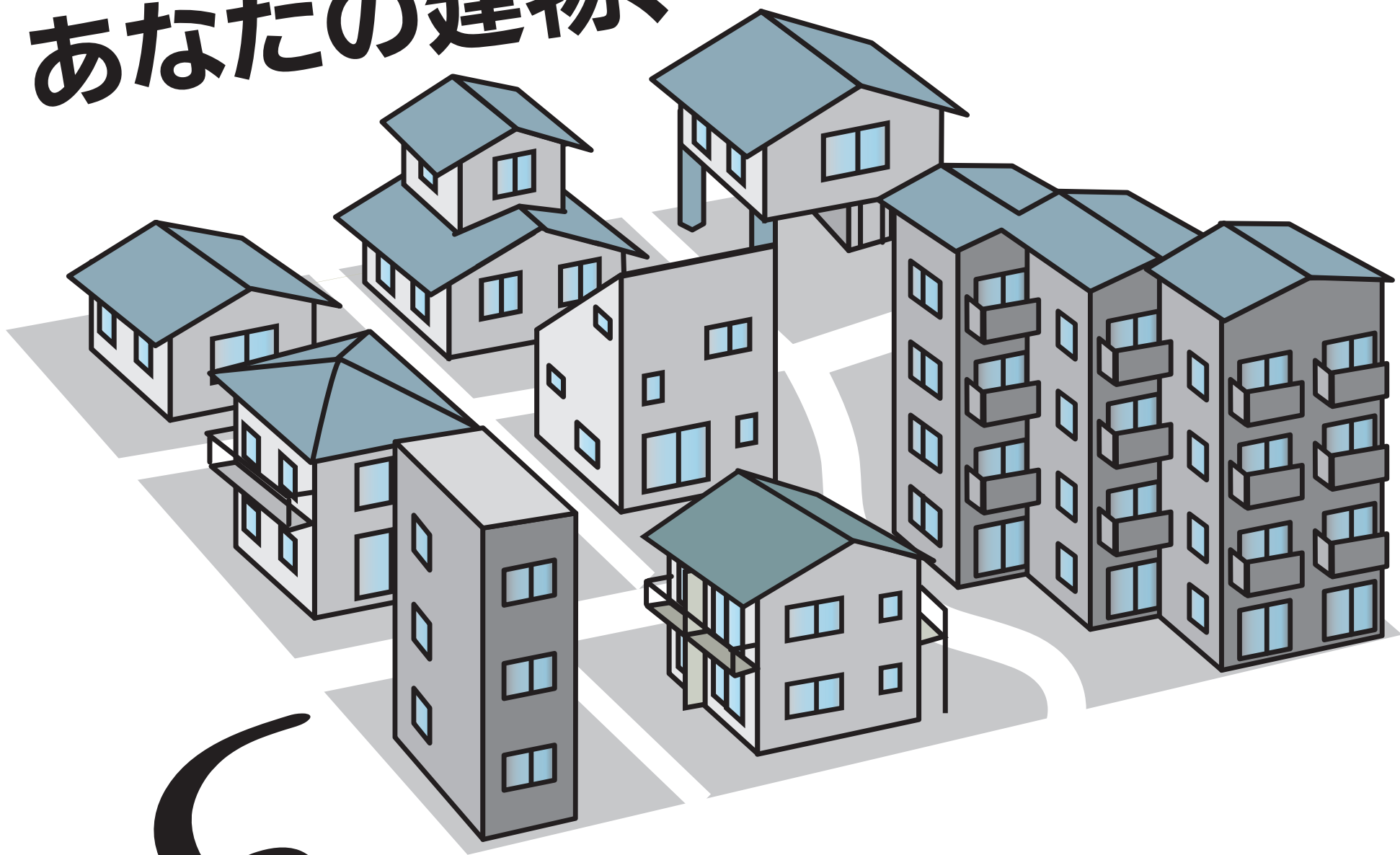


あなたの建物、



違反建築

防止週間

令和5年 10月15日～10月21日 土

違反建築 になって
いませんか？



新築時は適法でも、その後の改修や用途（使い方）の変更により違反になってしまう場合があります。建築確認が不要な場合でも、法の基準は守らなくてはなりません。改修などの際には、事前に建築士や所管の行政窓口へ相談しましょう。